

## 管理方式の採択に関する決議

(第26回委員会年次会合(2019年10月14-17日)において改正)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

最善の科学的助言に基づくみなみまぐろの保存及び最適利用を確保する必要性に駆られ、

現在の資源状況、及び特に2016年の産卵親魚資源量が初期資源量の11%ないし17%の状態にあると助言する拡大科学委員会による最新の資源評価結果、及び2019年の拡大科学委員会が資源の継続的な再建を示唆したことを考慮し、

2035年までに、産卵親魚資源を初期資源の20%とする暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントまで回復させることを決意し、

CCSBTの当初の管理方式が初期産卵親魚資源量を2010年の約5%から2016年の約13%まで再建するための指針となったこと、及び2018年には資源が初期産卵親魚資源量の約17%に達したと示唆されたことに留意し、

2035年までに初期産卵親魚資源量の30%まで資源をさらに再建することを目標とし、

2019年9月の拡大科学委員会会合において同委員会が開発した管理方式を考慮し、

2017年の拡大委員会年次会合において同委員会が改正した全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議に加え、

自国の漁獲レベルが国別配分に従うことを確保するための、及び拡大委員会によって採択された同決議を履行するための必要な手段を実施する各メンバー及び協力的非加盟国の義務を認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第8条3(a)に基づき、次のとおり決定する。

1. 拡大委員会は、2019年拡大科学委員会年次会合において同委員会が勧告した「ケープタウン方式」として知られる管理方式(MP)を、第18回科学委員会に付属する拡大科学委員会報告書別紙10において記載されたメタルール・プロセスとともに採択する。メタルール・プロセスは、拡大科学委員会によりケープタウン方式に合わせて調整され、拡大委員会による承認を経て発効することとなる。
2. MPは、2021年以降の全世界の総漁獲可能量(TAC)を設定するための指針として利用されるものとする。

3. MP は、2021 年から 2023 年までの TAC を勧告する（すなわち、ラグはない）が、その後は、MP による TAC の算出と当該 TAC の実施の間に 1 年間のラグを設ける（すなわち、2024 年から 2026 年までの TAC は、2022 年に算出される）。
4. MP のパラメーターは、次のとおりとする。
  - (i) MP は、2035 年までに初期産卵親魚資源量の 20 % とする暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントまで資源を回復させることにつき、少なくとも 70 % の達成確率を有するものとする。
  - (ii) MP は、2035 年までに初期産卵親魚資源量の 30 % の資源量水準を達成することにつき、50 % の達成確率を有するものとする。
  - (iii) 最小増加又は減少 TAC 変更幅を 100 トンとする。
  - (iv) 最大増加又は減少 TAC 変更幅を 3000 トンとする。
  - (v) TAC は、3 年間を対象として設定される。
5. 各 3 年間における TAC の国別配分量は、全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議<sup>1</sup>に基づき、振り分けられる。

---

<sup>1</sup> 2017 年の拡大委員会年次会合において改正。